

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立元八王子小学校
校長名 内田 克美 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

他者と協働し主体的・創造的に「よりよく課題を解決し生き抜く資質・能力」を全ての子どもに身に付けさせるために、学校、家庭、地域社会が「社会的自立」を共通の目標とし、知・徳・体をバランスよく育み、よりよく人格を形成する為の「人間教育」を推進する。そのため、義務教育9年間の視点で社会に開かれた教育課程を編成・実施・改善することで、学校教育目標の具体化を図る。

- ◎ よく考え、自ら学ぶ子 【思考力・判断力・表現力が豊かな子】…（本年度重点目標）
- 思いやりがあり、力を合わせる子 【豊かな感性と協調性をもった子】
- 体を鍛え、ねばり強くやりとげる子 【心身ともに健全でたくましく、自己実現をめざす子】

(2) 特別支援学級の教育目標

- ① 自立をめざして、生活に必要な基礎的な学力を身に付けるとともに、自ら考え意欲的に学習する態度を育てる。
- ② 集団参加や対人関係を通して、互いに思いやり仲良くする心情・態度を養うとともに、学校生活に必要なきまりや約束を守って生活する態度を養うことを通し、社会性を育てる。
- ③ 毎日の生活を通して、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、基礎体力を付け健康な体をつくる。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 「実生活・実社会に生きる学び」の獲得

実生活・実社会上の課題と関連付けて学ぶことで児童が主体的に概念や仕組みに気付き実生活・実社会上の課題解決に活かす主体的・対話的で深い学びを推進する。

イ 規範意識を高める指導の充実

特別の教科 道徳を中心とした道徳教育全体計画及び別葉を通じて行う道徳教育や他者との関わり合いを重視した体験活動等を通し、自己理解や他者理解を深め、自己有用感を育むとともに、思いやりをもち、互いに学び合い高め合っていこうとする態度を育てる。

ウ 健康・体力の向上

健康・体力を向上させる活動、スポーツへの興味・関心を高める活動、安全教育を取り入れ、生涯に渡って安全かつ主体的に健康を維持管理し、運動を豊かに実践・愛好する心情を育む。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、登校支援コーディネーターを中心とした校内委員会を核に、校内のマニュアルを活用し家庭や関係機関等と連携した組織的かつ柔軟な支援を行う。

オ いじめの防止に向けた組織的対応の強化

いじめを許さないまち八王子条例及び八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針、本校のいじめ防止基本方針に基づくいじめを許さない取組を進め、児童の悩みや課題の早期発見・解決を図る。

カ 児童一人ひとりの教育的ニーズに的確に応じる特別支援教育の充実

学校生活支援シート、年間指導計画、個別指導計画に基づき、児童一人ひとりの能力や発達段階、障害の特性に応じた指導の目標や指導内容を明確にし、家庭、地域、中学校と連携を強固に図りながら、個に応じた指導の充実を図ることで、児童それぞれの力を伸ばさせ、自立を促す。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【元八王子中学校グループ（元八王子小、弐分方小、元八王子中）】

『社会的自立』を共通目標とし、全ての子どもたちに知・徳・体をバランスよく育成することで、次代を生き抜く資質・能力を確実に身に付ける。

- 生涯にわたって学び続けるための基礎的な学力や自ら考え行動できる力をもった生徒
- 豊かな社会性や人間性、自己肯定感、自己有用感のある生徒
- たくましく生きるための健康と体力がある生徒

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 児童一人ひとりの発達段階に応じた個別の年間指導計画を立て、指導法の工夫・改善を図り、日常生活に活用できる基礎的・基本的内容の指導を徹底する。
- ② 国語科・算数科・特別の教科 道徳では児童の習得状況に応じグループ学習、個別指導を行う。音楽科、体育科、図画工作科では学級集団を活かしたティームティーチングを行う。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、各教科で実生活・実社会上の課題から見方・考え方を働かせ、学校や社会の仕組みに気付き、実生活に活かす学習を充実させる。
- ④ 1人1台の学習用端末を効果的に活用する。生活単元学習や総合的な学習の時間では、主に調べ学習に活用する。算数科ではベーシック・ドリル等を使い、基礎的・基本的な学習の定着を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 諸課題や実生活上の課題に自ら気付き、他者と協働しながら主体的によりよく課題解決する力を身に付けるため、1人1台の学習用端末を効果的に活用した教科横断的な探究学習を推進する。全学年の共通取組としては「SDGs」と「郷土学習（日本遺産）」とする。

ウ 特別活動

- ① 義務教育9年間の視点で主体的に学校や学級の生活の課題に気付き、話し合いを通してよりよくする力を育むとともに、異学年による学びの効果を最大限生かし、特別活動を要に全教育活動において学年を超えた合意形成や協働、学び合い学習等の実践に取り組む。
- ② 特別支援学級宿泊学習では、中学年では、自分の身の回りの事は自分でできること、高学年では係活動や年下の児童との活動を通して小集団に貢献できることを目標に活動に取り組ませる。
- ③ 「清掃活動」「学級の当番活動」「委員会活動」等の学校・学級の中での自己の役割を果たすことを通して、児童一人ひとりが働くことの大切さや意義を理解するとともに、これからのキャリアに必要なとされる望ましい勤労観・職業観を育てる。

エ 自立活動

- ① 障害に基づく種々の困難を改善しようとする意欲が高まるよう、児童一人ひとりの障害の程度や能力や発達段階を的確に捉え、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、効果的な指導を行う。
- ② 遊びの指導やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、心理的な安定やコミュニケーションの基礎的な能力を高め、対人関係の改善や社会に関わる力の基礎を培う。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 教師、子ども、家庭相互の人間理解、信頼関係づくりを基盤に、学校・家庭・地域が連携し道徳教育を進めることで、社会的自立に必要な規範意識や人権感覚、望ましい生活態度を育成する。
- ② 道徳教育全体計画、年間指導計画及び別葉をもとに、主たる教材である教科書、東京都道徳教育教材集の活用により多面的・多角的に深く考えたり議論したりし、児童一人ひとりが自己を見つめ、主体的に道徳的実践力を身に付けられるようにする。また「生命の尊さ」「親切、思いやり」を重点内容として取扱い、行事や指導時期との関連を図ることで豊かな心の育成を図る。特に「八王子市いのちの大切さを共に考える日」「情報モラル教育」については重点内容とし、家庭と連携した指導を行う。
- ③ 道徳授業地区公開講座等を通して、地域や保護者の道徳教育への理解と関心を深め、学校の取組を発信し、地域・保護者と道徳教育の観点から連携を図り、児童に生命を尊重する心や人を思いやる心を育てる。

(3) キャリア教育

- ① 社会人・職業人としての知識や経験が豊富な地域人材の協力を得ることで義務教育期間での系統的な「保護者・地域協働型キャリア教育」を推進し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見直しながら、社会的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を育てる。
- ② 児童一人ひとりが、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、振り返りを継続して蓄積することで自己理解を深め、自己の生き方を考えることができるようにする。また、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を中学校に引継ぎ、一人ひとりのニーズに応じた指導に活用するとともに、保護者と児童の成長を共有していく。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「人間理解を基盤とした生活指導」を基盤に「元八スタンダード」「生活指導スタンダード」等各種マニュアルに基づいた児童の気持ちに寄り添う指導を徹底していく。
- ② 子どもたちの安全・安心な学校生活を保障するために、セーフティ教室や交通安全教室を実施したり、児童主体のよりよい学校（学年・学級）づくりに向けた生活のきまりを改善したりする。また、全教職員での組織的な取組体制を確立し、すべての子どもたちの成長につなげていく。
- ③ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を基に、各教科にて指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週1回の学校いじめ対策委員会を実効的に行う事により、全ての教職員が法規・対応を理解した上でいじめの未然防止、早期発見・早期解決を組織的に徹底できるようにする。学校いじめ対策委員会では各学級の児童情報の収集、実態・対応確認、教員研修、子ども見守りシート及び学校独自アンケート、相談体制の構築等を行うことで、安心して通える学校をつくる。
- ② いじめ防止のために、中学校と連携した「いじめ防止標語づくり」（全学年）、「弁護士による法教育授業」（5・6年）、「情報リテラシー教育」（全学年・保護者）、SOSの出し方に関する教育（全学年）等を学校・家庭・地域が一体となり実施する。また、年2回のふれあい（いじめ防止強化）月間の取組を推進するとともに「いじめアンケート」や「気になる児童調査」「Q-U」を組織的に実施する。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、「生命の尊さ」「親切、思いやり」に関わる特別の教科 道徳の授業を全校で実施し、児童の生命尊重に対する意識を醸成する。

ウ 不登校児童への支援等

登校支援コーディネーターを中心とした校内委員会を隔週で定期的に行い、校内マニュアル及び対応チェックリストを活用し各学級の出席・対応状況を組織的に確認・対応、検討を行う。家庭やソーシャルワーカー等、関係機関等と連携した組織的かつ継続的な支援を行う。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

通常の学級の児童との交流及び共同学習、中学校特別支援学級との交流学習、都立特別支援学校との交流を充実させ、互いの理解を深めるとともに、集団の中で所属意識や社会性を育てる。

学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、学校・家庭・放課後デイサービス・子ども家庭支援センター・近隣小中学校・特別支援学校との連携を図り、義務教育9年間を見通した教育活動をすすめる。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）児童会と生徒会の交流や各学校行事での交流等を通して、児童・生徒にとって、義務教育9年間の切れ目のない教育活動となるようにする。

（取組2）児童生徒の確実な学力定着を図るために、『学力定着プロジェクトチーム』を中心に、相互授業参観やICT機器の活用等の校内研修等の相互参加を行い、指導の工夫を共有する。また、国語科と算数・数学科において、小中共通の『家庭学習スタンダード』の内容の充実を目指し、協議を年3回程度行い、家庭学習のさらなる定着を図る。

（取組3）『特別支援プロジェクトチーム』を設置し、児童・生徒の情報共有を定期的に行い、切れ目のない9年間を意識した支援や指導について検討する。また、特別支援教育に関する校内研修の相互参加を行う。

（取組4）地域で行われる清掃活動について、児童会や生徒会を中心に参加を呼び掛ける。

ウ その他

- ① 学習用端末を学習道具の一つとして授業中に効果的に活用するとともに情報リテラシー教育を計画的に実施する。また家庭学習での活用を日常化し、個に応じた学びをより深める環境を整える。
- ② 近隣の幼稚園、保育園との保幼小連携の日にはスタートカリキュラム等の共有を進め、児童の小学校生活への円滑な移行につなげていく。また、子ども同士の直接的な交流を通して、幼児と児童の双方にとって、ともに成長や学びにつながる交流活動を行う。
- ③ 「元八王子小学校 2020 レガシー」として特別支援学級と各学年の行事や学習活動での交流及び共同学習を積極的に行い、互いを思いやる関係づくりを進める。
- ④ 地域と合同で行う活動として、青少年対策元八王子地区委員会の主催各行事（クリーン活動・体験型防災訓練等）への積極的な参加を促すとともに、地域主催の活動の取組を見取り評価していく。